

『新型コロナウイルス感染症追加補償特約』の自動セットについて

『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約』がセットされている
「2020年2月1日が保険期間に含まれる契約」または「2020年2月1日以降に保険始期を有する契約」については、下記
特約が自動セットされます。（これにより、新型コロナウイルス感染症も特定感染症と同様に補償の対象となります。）

新型コロナウイルス感染症追加補償特約

当会社は、この特約により、付帯されている特約の用語の定義に規定する「特定感染症」に新型コロナウイルス感染
症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条により指定された新型コロナウイルス感染
症を追加し、付帯されている特約の規定を適用します。

SEK-1101-2006-0018 P0133-00-00 2006

家族傷害保険

ご契約のしおり

普通保険約款および特約集

ご契約のしおり 目次

■お願いとお知らせ	1
保険契約申込書・告知事項のご記入	1
ご契約後をご通知いただく事項	1
クーリングオフ（契約の申込みの撤回等）	1
代理店の役割	2
個人情報の取扱い	2
保険会社が破綻した場合の取扱い	2
契約内容登録制度	3
共同保険	3
■主な保険用語のご説明	4
■商品内容	5
1. 保険金をお支払いする場合	5
2. 被保険者（補償の対象となる方）の範囲	5
3. お支払いする保険金	6
4. 保険金をお支払いできない場合	7
5. 主な特約の概要	7
■ご契約の前に	10
1. 保険金額の設定	10
2. 保険期間	10
3. 保険料とその払込方法	10
4. 分割払保険料の払込期日等	11
■ご契約に際して	12
1. ご契約時にご注意いただきたいこと	12
2. 告知義務	12
3. 死亡保険金受取人	13
4. ご契約が無効・取消しとなる場合	13
■ご契約後について	15
1. ご契約後にご通知いただく事項	15
2. 収戻金等	15
3. 重大事由によるご契約の解除	16
4. 被保険者からのご契約の解約	16
■事故が発生したときのお手続き	17
1. 事故の通知	17
2. 保険金請求のお手続き	17
3. 保険金の代理請求制度	18

信頼される安心を、社会へ。

SECOMセコム損害保険株式会社

お願ひとお知らせ

- このたびは、家族傷害保険のお申し込みをご検討いただきましてありがとうございます。この「ご契約のしおり」は、ご契約に関する大切なことなどを記載したものです。必ずご一読いただき、内容をご確認のうえ、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- また、この「ご契約のしおり」と併せて、巻末「普通保険約款および特約集」も必ずお読みくださいますようお願いいたします。
- ご不明な点がございましたら、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- なお、この「ご契約のしおり」は、ご契約後も保険証券とともに大切に保管くださいますようお願いいたします。

保険契約申込書・告知事項のご記入

ご契約の前に、保険契約申込書・告知事項に記載されていることに間違いないかを、ぜひご確認ください。お申し出いただいた内容が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできることがあります。必ず12ページ「ご契約に際して」で詳細をご確認ください。

ご契約後にご通知いただく項目

ご契約後に、ご契約内容に所定の変更が生じる場合、取扱代理店または当社へのご通知が必要となります。必ず15ページ「ご契約後について」で詳細をご確認ください。

クーリングオフ（契約の申込みの撤回等）

○保険期間（保険のご契約期間）が1年を超えるご契約はクーリングオフ制度の対象となります。ご契約のお申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

- (1) クーリングオフは、お客様がご契約を申し込まれた日または重要事項説明書を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば行うことができます。
- (2) クーリングオフされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に当社の本社あてに必ず郵便にてご通知ください（下記【記入例】をご参照ください）。ご契約を申し込まれた取扱代理店では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんのでご注意ください。

(3) クーリングオフされた場合には、既に払込みになった保険料は、速やかにお客さまにお返しいたします。また、当社および取扱代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、保険期間の開始日以降にクーリングオフをされた場合は、保険期間の開始日からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を、日割りでお支払いいただく場合があります。

○次のご契約は、クーリングオフできませんので、ご注意ください。

【クーリングオフできない場合】

- ・保険期間が1年以下のご契約（自動継続特約を付帯した契約を含みます。）
- ・営業または事業のためのご契約
- ・法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- ・金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約（保険金請求権に質権が設定されたご契約等）

○既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

【記入例】

郵便はがき 1□2□3□4□5	下記の保険契約をクーリングオフします。
東京中央代田多摩河原町一丁目六之一 セコム損害保険株式会社	契約者住所 ○○○○○○○
セコム損害保険株式会社 クーリングオフ係 行	契約者氏名 ○ ○ ○ ○ ○ @
セコム損害保険株式会社 クーリングオフ係 行	電話番号 ○○○-○○○-○○○○
セコム損害保険株式会社 クーリングオフ係 行	申込日 ○○年○○月○○日
セコム損害保険株式会社 クーリングオフ係 行	保険種類 家族傷害保険
セコム損害保険株式会社 クーリングオフ係 行	証券番号 ○○○○○○○○○○○○
セコム損害保険株式会社 クーリングオフ係 行	取扱代理店名 ○○○○代理店 (取扱者名)

(注) 証券番号は保険契約申込書控の右上に記載しております。また、証券番号が不明の場合は、保険料領収証の右上に記載しております領収証番号をご記入ください。

代理店の役割

○当社の取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、次の代理業務を行っております。したがいまして、当社の取扱代理店とご契約を締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

【代理店の代理業務】

- ・ 保険契約の締結
- ・ 保険料の領収
- ・ 保険料領収証の交付
- ・ ご契約内容に変更が生じる場合におけるご通知の受領
- ・ 事故が発生した場合におけるご通知の受領

など

○取扱代理店は、ご契約者の皆さまのご契約状況を常に承知いたしておりますので、良き相談相手としてご利用いただきますようよろしくお願いいたします。

個人情報の取扱い

○本契約をお申込みの際は、下記記載事項にご同意のうえお申込みください。

(1) お客様の情報の利用目的について

お客様からお預かりした情報は、適切な保険の引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、ご継続のご案内、保険制度の健全な運営（再保険契約に伴う諸手続きを含みます。）および保険商品のご提案に利用したり、当社ホームページに掲載した当社関係会社および提携先の商品・サービス等のご案内・ご提供などに利用することができます。

(2) お客様の情報の第三者への提供または共同利用について

お客様からお預かりした情報は、下記①～⑥の場合に提供また

は共同利用することができます。

- ①個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部への提供が必要と判断される場合
- ②利用目的の達成に必要な範囲内において、当社の取扱代理店を含む業務委託先等に提供する場合
- ③商品・サービス等のご提案・ご提供を行うために当社ホームページに掲載した当社関係会社および提携先と共同利用する場合
- ④保険契約の適正な引受け、保険金の適正な支払い、および不適切な保険金の請求等の発生を未然に防止するため、損害保険会社等の間で共同利用する場合（保険契約に関する事項について一般社団法人日本損害保険協会に登録され損害保険会社等の間で共同利用する場合を含みます。）
- ⑤保険金の適正および迅速な支払いのために必要な範囲において、保険事故の関係者（当事者、医療機関、修理業者等）に提供する場合
- ⑥再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供する場合

○当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスや当社関係会社・提携先の範囲・名称および損害保険会社等の情報交換制度等については、当社のホームページ（<https://www.secom-sonpo.co.jp>）をご覧いただぐか、当社までお問い合わせください。

保険会社が破綻した場合の取扱い

○引受保険会社の経営が破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、保険金・満期返戻金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、この保険は補償対象となります。ただし、全額補償されるものではなく、保険期間によってそれぞれ下表のとおり補償されます。詳しくは、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

○損害保険契約者保護機構は、保険業法に基づき主務大臣の認可を受けて設立された法人であり、経営破綻した損害保険会社の保険契約者等を保

護し、もって保険事業に対する信頼を維持することを目的としております。なお、詳細につきましては、損害保険契約者保護機構のホームページ（<http://www.sonpohogo.or.jp/>）をご覧いただくか、当社までお問い合わせください。

【損害保険契約者保護機構の仕組み】

対象契約		保険金支払	満期返戻金・解約返戻金など
下記以外の損害保険 契約者が個人等	自賠責保険、家計地震保険	補償割合 100 %	
	自動車保険		
	その他の損害保険 火災保険、賠償責任保険、盗難保険、動産総合保険、信用保険、運送保険、満期戻総合保険など	破綻後 3か月間は保険金を全額支払（補償割合 100 %） 3か月経過後は補償割合 80 %	補償割合 80 %
疾病・傷害に関する保険	短期傷害保険（注1）・海外旅行傷害保険		
	その他の疾病・傷害保険 上記以外の傷害保険（積立型を含む）、所得補償保険、医療費用保険、ガン治療費用保険など	補償割合 90 %（注2）	補償割合 90 %（注2） 積立型保険の場合は積立部分は 80 %

(注1)「短期傷害保険」とは、いわゆる傷害保険で保険期間1年以内の保険契約が該当します。

(注2)「高予定利率契約」に該当する場合は、補償割合が90%から追加で引き下げられます。「高予定利率契約」とは、その保険料・責任準備金の算出の基礎となる予定利率が、破綻時から遡って過去5年間、基準利率（2006年4月時点で3%）を常に超えていた保険

契約をいいます。保険期間が5年を超えるもの、あるいは契約内容が同条件のまま5年を超えて自動継続されているものが対象となります。

契約内容登録制度

○損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しています。

○死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等の保険金およびこれらと同様の内容を有する保険金をお支払いする保険契約をお受けした場合、損害保険会社からの連絡により、一般社団法人日本損害保険協会に保険契約に関する事項が登録されます。各損害保険会社は、その後、その保険契約について保険金額の増額等の異動手続きが行われた場合または同じ被保険者（ご本人）について新たな保険契約を締結した場合もしくはその死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等の請求があった場合には、登録内容を保険契約の存続またはこれらの保険金のお支払いの参考とさせていただきます。

○各損害保険会社は、本制度により知り得た内容を保険契約の存続およびこれらの保険金のお支払いの参考とする以外に用いることはありません。また、一般社団法人日本損害保険協会および各損害保険会社は、本制度により知り得た内容を他に公開いたしません。ただし、犯罪捜査等にあたる公的機関からの要請を受けた場合のその公的機関への開示を除きます。

なお、登録内容については、当社または一般社団法人日本損害保険協会に照会することができます。照会できる方は、保険契約者または被保険者（ご本人）に限るとともに、照会できる内容はそのご本人に関する情報のみとなります。

共同保険

当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合には、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。当社は、幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払その他の業務または事務を行っています。

主な保険用語のご説明

用語	ご説明
保険約款 (普通保険約款・特約)	保険契約の内容を定めたものです。ご契約者の保険料支払や通知義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額などについて定められています。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた「普通保険約款」と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を追加(補充)・変更・削除(排除)する「特約」とがあります。
傷害(ケガ)	この保険において、『急激かつ偶然な外来の事故』によってその身体に被った傷害(ケガ)をいいます。詳しくは、5ページ「1.保険金をお支払いする場合」を参照ください。
保険契約者(ご契約者)	自己の名前で保険会社に対し保険契約のお申込みをする方をいいます。契約が成立すれば、保険料を支払う義務を負います。
被保険者	補償の対象となる方をいいます。
保険年度	保険期間(保険のご契約期間)の開始日から起算して、満1か年を第1保険年度といい、以下順次第2保険年度、第3保険年度、・・・といいます。なお、保険期間に1年末満の端日数がある場合には、保険期間の開始日からその端日数期間を第1保険年度といいます。 (例) 保険期間が2013年4月1日から2016年4月1日までのご契約の場合には、2014年3月31日までが第1保険年度となります。

用語	ご説明
保険金額	保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の基準となる額または保険金の限度額(補償限度額)をいい、あらかじめ保険会社とお客様との間で定めた金額をいいます。
保険金	保険事故により傷害または損害が生じた場合に、保険会社がお支払いする金銭をいいます。
保険期間	保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間をいいます。

商品内容

1 保険金をお支払いする場合

○この保険は、急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者がケガをされた場合に保険金をお支払いします。

【急激、偶然、外来とは】

・急激とは

突発的に発生することを意味します。傷害の原因としての事故が緩慢に発生するのではなく、原因となった「事故」から結果としての「傷害」までの過程が直接的で、時間的間隔のないことを意味します。

・偶然とは

予知されない出来事をいい、次のいずれかであることを要件とします。

- 原因の発生が偶然であること（原因そのものが偶然であり、その当然の結果としてケガが生じたような場合。）
- 結果が偶然であること（原因是偶然ではないが、結果の発生は偶然であるような場合。）

・外来とは

傷害の原因が被保険者の身体の外からの作用によることがあります。

○この保険におけるケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる「中毒症状」が含まれます。ただし、「中毒症状」のうち、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、ケガには含まれませんので、O-157等の病原性大腸菌やノロウイルスは、保険金支払いの対象とはなりません（保険金をお支払いできません。）。

【食中毒とは】

食中毒は、大別すると次の4つに分ることができます。従いまして、③と④については、ケガの3要件を充たしていれば保険金をお支払いいたします。

- 細菌性食中毒（病原性大腸菌（O-157を含む）、サルモネラ菌など）
- ウイルス性食中毒（ノロウイルスなど）

③自然毒食中毒（ふぐ、毒きのこなど）

④化学性食中毒（農薬等の食物混入による中毒など）

○詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」の普通保険約款における保険金を支払う場合に関する規定をご確認いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

2 被保険者（補償の対象となる方）の範囲

○普通保険約款の被保険者（ケガに対する補償の対象となる方）は、次の方々となります。

【普通保険約款の被保険者の範囲】

	家族型 (*5)	夫婦型 (*6)	本人・親族型 (*7)
ご本人 (*1)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ご本人の配偶者 (*2)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—
ご本人の			
・同居の親族 (*2)(*3)	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>
・別居の未婚 (*4) のお子さま (*2)			
ご本人の配偶者の			
・同居の親族 (*2)(*3)	<input type="radio"/>	—	—
・別居の未婚 (*4) のお子さま (*2)			

(*1) 保険契約申込書・保険証券の被保険者（本人）欄に記載された方となります。

(*2) ご本人とご本人以外の被保険者との関係性は、損害の原因となった賠償事故発生時におけるものとなります。

- (* 3) 親族とは、6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。
- (* 4) 未婚とは、これまでに婚姻歴のないことをいいます。
- (* 5) 夫婦特約および配偶者補償対象外特約のいずれもセットしない契約をいいます。
- (* 6) 夫婦特約をセットした契約をいいます。
- (* 7) 配偶者補償対象外特約をセットした契約をいいます。

○各特約における被保険者（各特約の補償の対象となる方）は、普通保険約款の被保険者（ケガに対する補償の対象となる方）と異なる場合があります。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」の各特約における被保険者の範囲に関する規定をご確認いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

3 お支払いする保険金

普通保険約款でお支払いする保険金には、次のものがあります。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」の普通保険約款における保険金の支払に関する規定をご確認いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
普通保険約款でお支払いする保険金（ケガに対する補償）	<p>死亡保険金</p> <p>被保険者が、事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（注）に、死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。</p> <p>（注）事故により直ちに死亡された場合を含みます。</p>
	<p>後遺障害保険金</p> <p>被保険者が、偶然な事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</p> <p>（例） 両眼が失明した場合・・・・・・・100% 片足をひざ関節から上で失った場合・・・69% 片手の小指を失った場合・・・・・・・10%</p>

入院保険金	被保険者が、偶然な事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。
手術保険金	被保険者が、偶然な事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術（注）を受けられた場合に、入院中に受けた手術（注）については入院保険金日額の10倍、それ以外の手術（注）については入院保険金日額の5倍をお支払いします。ただし、1事故につき、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の1回の手術（注）に限ります。
通院保険金	<p>（注）手術とは、次の①または②に該当する診療行為をいいます。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為。ただし、創傷処理、抜歯手術等の一部の診療行為を除きます。</p> <p>②先進医療に該当する診療行為。ただし、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、診断、検査等を直接の目的としたもの、注射、点滴等の一部の診療行為を除きます。</p> <p>被保険者が、偶然な事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院（注）された場合に、通院（注）の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院（注）に限り、90日を限度とします。なお、通院（注）しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた所定の部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギ</p>

	<p>プス等を常時装着したときは、その日数について通院をしたものとみなします。</p> <p>(注) 往診を含み、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。</p>
※死亡保険金と後遺障害保険金は、保険期間を通じて（保険期間が1年を超えるご契約については各保険年度ごとに）合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
※入院保険金と通院保険金は、重複してはお支払いできません。また、入院保険金または通院保険金が支払われる期間中、別の偶然な事故によりケガをされても、重複してはお支払いできません。	
※他の疾病（骨粗鬆症等）の影響により傷害が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。	
※上記の補償内容に付随する費用に対してお支払いする保険金はありません。	

4 保険金をお支払いできない場合

保険約款における保険金を支払わない場合の規定に該当するときは、保険金をお支払いすることはできません。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」でご確認いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

【普通保険約款に規定されている主な「保険金を支払わない場合】

○次に掲げる事由によって生じたケガに対しては、保険金をお支払いできません。

- ・被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失
- ・自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ・酒気を帯びた状態、麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での自動車、原動機付自転車運転中に生じた事故
- ・脳疾患、疾病、心神喪失。例えば、歩行中に疾病により意識を喪失し、転倒したためにケガをされた場合なども保険金をお支払いできません。

上記の各事由について、保険金をお支払できないのは、各事由を起こしたその被保険者の被ったケガに限ります。例えば、運転者（被保険者）の酒気帯び運転により、運転者および同乗者（被保険者）がケガをされた場合、運転者の保険金はお支払いできませんが、その他の同乗者の保険金はお支払いします。

- ・妊娠、出産、早産、外科的手術
- ・地震、噴火またはこれらによる津波
- ・戦争、外国の武力行使、革命、暴動
- ・核燃料物質またはその特性による事故

など
○頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（＊）のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金をお支払いできません。

○ピッケル、アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（屋内でのフリークライミングを含みます。）、ハンググライダー搭乗、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング等の危険な運動中の事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

○テストライダー、オートバイ・自動車・自転車・モーター舟の競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事中の事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

（＊）理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

5 主な特約の概要

家族傷害保険にセットできる主な特約およびその概要を記載しております。なお、実際にセットされる特約は保険契約申込書および保険証券に表示しています。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」の該当箇所をご確認いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(1) 個人賠償責任補償特約

①保険金を支払う場合について

日本国内において、被保険者が、偶然な事故により、他人の身体を害したり、他の財物を滅失、損傷または汚損した場合に、法律上の賠償責任を負担したときに被る損害（損害賠償金、争訟費用（弁護士報酬、訴訟費用等）、緊急費用、求償権保全費用、損害防止費用、協力費用）に対して保険金をお支払いします。ただし、お支払いする損害賠償金の額は、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度とし、補償が重複する他の保険契約等がある場合で、発生した損害に対して既に支払われた保険金または共済金があるときは、他の保険契約等がないときに当社がお支払いすべき金額を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等により支払われた保険金または共済金を差し引いた額をお支払いします。

②被保険者（補償の対象となる方）の範囲について

個人賠償責任補償特約の被保険者は、普通保険約款の被保険者（ケガに対する補償の対象となる方）にかかわらず、次の方々となります。ただし、幼児など法律上の賠償責任を負わない方（責任無能力者等）の場合は、その監督義務者等を含みます。

【個人賠償責任補償特約の被保険者の範囲】

ご本人（＊1）

ご本人の配偶者（＊2）

ご本人またはその配偶者の

・同居の親族（＊2）（＊3）

・別居の未婚（＊4）のお子さま（＊2）

（＊1）保険契約申込書・保険証券の被保険者（本人）欄に記載された方となります。

（＊2）ご本人とご本人以外の被保険者との関係性は、損害の原因となった賠償事故発生時におけるものとなります。

（＊3）親族とは、6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。

（＊4）未婚とは、これまでに婚姻歴のないことをいいます。

③保険金を支払わない場合について

個人賠償責任補償特約における保険金を支払わない場合の規定に該当するときは、保険金をお支払いすることはできません。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」をご確認いただくか、取

扱代理店または当社までお問い合わせください。

【個人賠償責任補償特約に規定されている主な「保険金をお支払いできない場合】

○次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ・ご契約者、被保険者の故意
- ・地震、噴火またはこれらによる津波
- ・戦争、外国の武力行使、革命、暴動
- ・核燃料物質またはその特性による事故

など

○次に掲げる損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ・被保険者の仕事上の（職務遂行に直接起因する）損害賠償責任
- ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ・被保険者が所有、使用、管理する他人の財物の滅失、損傷または汚損について、その財物の正当な権利者に対する損害賠償責任
- ・被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打に起因する損害賠償責任
- ・自動車、原動機付自転車、船舶、航空機、銃の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任

など

④示談交渉サービスについて

- ・賠償事故解決に関する特約（国内での示談交渉サービスに関する特約）が自動セットされます。
- ・示談交渉サービスは、日本国内においてのみ行います。
- ・示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者および相手方の同意が必要となります。
- ・この特約の対象となる事故に限ります。
- ・賠償責任額が明らかに個人賠償責任補償特約の保険金額を超える場合は対応できません。

(2) 天災危険補償特約

普通保険約款に規定する「保険金をお支払いできない場合」のうち、「地震・噴火またはこれらによる津波」によって生じたケガを補償する特約です。この特約をセットしていない場合には、「地震・噴火またはこれらによる津波」となんらかの因果関係があり、かつ、時を同じくして発生する随伴事故等によって生じたケガについても、保険金をお支払いできません。

【例】

地震が発生し、その地震の影響で道路に大きな陥没ができた。走行中の自動車がその陥没に転落し、自動車に搭乗中の被保険者がケガをした。

(3) 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約

- ①特定感染症（注1）に該当する腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスに限る）等を発病した場合に、後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金（注2）をお支払いする特約です。
- ②特定感染症を発病し亡くなられた場合には、葬祭費用保険金（実費で300万円が限度）をお支払いします。ただし、補償が重複する他の保険契約等がある場合で、発生した葬祭費用に対して既に支払われた保険金または共済金があるときは、他の保険契約等がないときに当社がお支払いすべき金額を限度に、実際の葬祭費用の額から他の保険契約等により支払われた保険金または共済金を差し引いた額をお支払いします。
- ③新規契約の場合には、保険開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。
- （注1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する一類～三類感染症をいい、下表のとおりとなります。なお、特定感染症は、法令等により追加・削除される場合がありますので、ご注意ください。

【一類～三類感染症】

<一類感染症>

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

<二類感染症>

急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型がH5N1またはH7N9に限る）

<三類感染症>

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含む）、腸チフス、パラチフス

(2018年4月1日現在)

(注2) 死亡保険金および手術保険金はありませんので、ご注意ください。

(4) その他の特約

特約の種類	特約の概要
死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約	普通保険約款の各種保険金のうち、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみをお支払いする特約です。
死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	普通保険約款の各種保険金のうち、死亡保険金および後遺障害保険金のみをお支払いする特約です。
就業中の危険補償対象外特約	被保険者（ご本人）の職業・職種に従事している間を除く、すなわち私生活中（通勤途上を含みます。）のケガのみを補償する特約です。
夫婦特約	普通保険約款の被保険者（ケガに対する補償の対象となる方）を「ご本人」とおよび「ご本人の配偶者」に限定する特約です。
配偶者補償対象外特約	普通保険約款の被保険者（ケガに対する補償の対象となる方）を「ご本人」「ご本人の同居の親族」および「ご本人の別居の未婚のお子さま」に限定する特約です。
保険料分割払特約（一般）	保険料を分割して払い込む場合にセットする特約です。11ページ「4. 分割払保険料の払込期日等」をご参照ください。
長期保険特約	保険期間が1年を超えるご契約にセットする特約です。

ご契約の前に

ご契約条件をお決めいただくにあたり、ご契約金額、保険料およびその払込方法をご確認願います。

1 保険金額の設定

○保険金額の設定については、特に次の点にご注意ください。また実際の保険金額につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。

- ①保険金額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適切な金額となるように設定ください。
- ②次（注1）の死亡に関する保険金額は、被保険者ごとに他の保険契約等（注2）と合算して、1,000万円が限度となります。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

- 満15歳未満の方を被保険者（ご本人）とする場合、被保険者（ご本人）のご契約金額
- ご契約者と被保険者（ご本人）が異なるご契約で、被保険者（ご本人）の同意が確認できない場合、被保険者（ご本人）のご契約金額
- 被保険者（ご本人）の配偶者およびご家族のご契約金額

③入院保険金日額、通院保険金日額は、それぞれ他の補償項目の保険金額との関係で上限額が定められています。

○被保険者（ご本人）の年齢、お仕事の内容、他の保険契約等のご契約状況または過去の保険金の請求・受領歴等によっては、お引受けする保険金額を制限させていただくことや、ご契約をお引受けできないことがありますので、あらかじめご了承ください。

（注1）所定の団体契約を除きます。

（注2）他の保険会社でのご契約、共済契約等を含みます。

2 保険期間

保険期間：原則1年間（注1）

補償の開始：保険始期日の午後4時（注2）

補償の終了：保険終期日の午後4時

また、実際のご契約の保険期間につきましては、保険契約申込書をご確認ください。

- （注1）この保険の保険期間は、原則として1年間となります。それ以外の期間が可能な場合もあります。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- （注2）これと異なる時刻が保険契約申込書等に記載されている場合は、その時刻となります。

3 保険料とその払込方法

○保険料の決定について

保険料は、保険金額（ご契約金額）・保険期間（保険のご契約期間）・被保険者（ご本人）のお仕事の内容（お仕事中のケガを補償する場合のみ）・セットする特約の有無と種類等により決定されます。具体的な保険料につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、実際のご契約の保険料につきましては、保険契約申込書をご確認ください。

○保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、口座振替により払い込む口座振替方式と現金により払い込む直接集金方式、ご契約と同時に全額を払い込む一時払と、複数の回数に分けて払い込む分割払（保険期間1年の場合のみ）をご選択できます。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法、分割払の場合には分割回数により割増があります。

【払込方法と分割払の割増】

払込方法 (初回は直接 集金のみ)	分割払	割増率	一時払
□座振替方式	○ (12分割11回払)	10 %	×
直接集金方式	○ (※団体契約の場 合のみ) 〔2分割2回払、 6分割6回払、 12分割12回払〕	(2分割) 3 % (6分割) 5 % (12分割) 10 %	○

○：選択できます。 ×：選択できません。

○保険料のお払込みと責任期間について

保険料（注1）は、一部の保険料の払込みを猶予する特約を付帯した場合を除いて、ご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まった後でも、取扱代理店または当社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ等に対しては保険金をお支払いできません。

○領収証について

保険料をお支払いいただきますと、当社所定の保険料領収証が発行（注2）されますので、お確かめください。なお、ご契約の日から1か月を経過しても保険証券が届かないときは、当社までご照会ください。

（注1）分割払の場合には、第1回目の分割払保険料をいいます。

（注2）保険料を振込みによりお支払いいただいた場合等は、保険料領収証の発行を省略する場合があります。

【例】

保険開始日：8月1日 ⇒ 第2回目の払込期日：10月26日
⇒ 第3回目の払込期日：11月26日
(中略)
⇒ 第11回目（最終回）の払込期日：
翌年の7月26日

（2）払込猶予期間について

第2回目以降の分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末を経過しても分割保険料の払込みがない場合には、事故が発生しても保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。なお、上記（1）の【例】では、第2回目の分割保険料が、払込期日である10月26日の翌月末である11月30日を経過した後も払込みがなかった場合に、第2回目の分割保険料を払い込むべき払込期日の翌日（10月27日）以降に発生した事故については、保険金をお支払いできません。

（3）ご契約の解除について

第2回目以降の分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末を経過しても分割保険料の払込みがない場合、または2回連続して払込期日に分割保険料の払込みがない場合は、保険契約を解除することができますので、ご注意ください。

（4）死亡保険金をお支払いする場合

被保険者に該当される方全員に死亡保険金をお支払いする事故が発生した場合には、未払保険料を請求させていただく場合があります。

4 分割払保険料の払込期日等

（1）払込期日について

第2回目以降の分割保険料は、保険証券記載の払込期日までに払込みいただきます。なお、口座振替方式の場合における第2回目の払込期日は、保険開始日の属する月の翌々月における金融機関所定の口座振替日となり、第3回目以降はその翌月以降毎月（順月）の口座振替日になります。

ご契約に際して

当社では、団体契約や包括契約を除き、保険契約をお申込みいただく際に、『ご契約内容確認書』により、ご契約内容（ご契約金額、保険のご契約期間、保険料、保険料の払込方法等）がお客様のご希望に沿っていることの最終確認をさせていただきます。お客様には大変お手数をおかけいたしますが、『ご契約内容確認書』へのご記入をお願いいたします。

1 ご契約時にご注意いただきたいこと

（1）補償の重複について

被保険者またはそのご家族が、既に同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償に重複が生じることがあります。ご契約にあたっては、補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。

なお、複数あるご契約のうち、これらの補償・特約等が1つのご契約にのみセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまいますのでご注意ください。

【特にご注意いただきたい補償・特約等】

<個人賠償責任補償特約>

他の保険契約等（他の傷害保険、火災保険、自動車保険等）において、補償範囲が同じで保険金額が無制限の個人賠償責任補償がある場合、さらに個人賠償責任補償特約をセットされても、補償に重複が生じることとなります。また、他の保険契約等の個人賠償責任補償の保険金額が無制限でない場合においては、補償の限度額は合算されて適用されますが、ご要望以上の補償（保険料負担）となってしまうことがあります。なお、1つの保険契約等に補償をまとめられた方が、お支払いただく保険料が安くなる場合がありますので、ご確認ください。

（2）保険契約申込書に「ご署名・押印」または「ご記名・押印」をされる前に必ずご確認いただきたい事項について

①保険契約申込書等に記載されていることに間違いがないか確認してください。

②ご契約の際、必要書類（保険契約申込書・預金口座振替依頼書等）に不備があるときは、その不備をご契約者等に訂正していただくために、必要書類を返送する場合がありますので、必要書類の記入、訂正、押印は正確にお願いいたします。なお、その不備の訂

正に日数がかかる場合には、あらためてご契約のお申し込み手続きをしていただくことがありますので、ご了承ください。

2 告知義務

（1）契約締結時における注意事項（保険契約申込書等の記入上の注意事項）
ご契約者、被保険者には、ご契約時において、当社が保険契約申込書等で告知を求める◆印の事項（告知事項）について、事実を正確に告知していただく義務（告知義務）があります。◆印の事項について、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失により、告知いただかなかった場合や、告知した内容が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。ご契約に際して、今一度ご確認ください。

【告知事項】（保険契約申込書等における◆印の事項）

- ◆被保険者（ご本人）のお仕事の内容
- ◆被保険者（ご本人）の生年月日
- ◆同一の被保険者に対する他の保険契約等（注）の有無
- ◆過去3年以内の傷害保険金（5万円以上）の請求または受領の有無

（注）他の保険契約等とは、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、こども総合保険、積立型の傷害保険等の身体のケガに対して保険金が支払われる保険契約をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

（2）告知に関する重要事項（保険契約申込書等の告知事項について）
告知にあたって特にご理解・ご認識いただきたい重要事項についてご説明します。十分ご確認の上、保険契約申込書等にご記入ください。

【告知事項について】

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。
告知書の質問は、保険の公平な引受判断のための重要な事項です。保険の公平性を保つため、被保険者には、当社からの質問に対し、事実を告知していただく義務（告知義務）があります。告知書には、必ず被保険者ご本人さまが、ありのままを正確に漏れなくご記入ください。
- 当社社員や代理店等に口頭でお話しされても告知をしていただいたことにはなりません。必ず保険契約申込書等にご記入ください。
- 告知内容によっては、ご契約をお引受けできない場合があります。お引受けの判断は、当社の基準によります。
- ご契約のお申込み後または保険金のご請求の際、当社または当社から受託した者が告知内容やお申込時の健康状態について医療機関等に確認させていただく場合があります。（この場合、保険金のお支払いまでにお時間をいただく場合があります。）
- 告知事項に必要事項が記載されていなかったり、記入内容（告知内容）が事実と異なっている場合、当社はご契約を解除することがあり、保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いできない場合があります。ただし、保険金支払事由と解除の原因となった事実との因果関係によっては、保険金をお支払いする場合があります。

3 死亡保険金受取人

（1）ご契約締結時の死亡保険金受取人の指定

- ①被保険者（ご本人）の死亡保険金受取人を特定の方に定めなかつた場合は、被保険者（ご本人）の法定相続人が死亡保険金受取人となります。
- ②被保険者（ご本人）の死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合は、必ず被保険者（ご本人）の同意を得てください。同意のないままご契約をされた場合には、ご契約が無効となりますのでご注意ください。なお、被保険者（ご本人）の配偶者および血族2親等以外の方を死亡保険金受取人に定める場合は、必要書類（印鑑証明書、本人確認書等）をお取付けいただくことがありますので、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

③被保険者（ご本人）以外の被保険者の死亡保険金受取人を特定の方に定めることはできません。法定相続人が死亡保険金受取人となります。

（2）ご契約締結後の死亡保険金受取人の変更

- ①保険契約締結後から被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、当社に対する通知をもって、被保険者（ご本人）の死亡保険金受取人の変更を行うことができます。当社に変更の通知が到達した場合には、その変更はその通知を発した時から有効となります。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の被保険者（ご本人）の死亡保険金受取人に保険金を支払っていた場合は、変更後の被保険者（ご本人）の死亡保険金受取人からの請求に対しては、保険金をお支払いできません。
- ②保険契約締結後の被保険者（ご本人）の死亡保険金受取人の変更是、保険契約者による法律上有効な遺言によっても行うことができます。
- ③変更後の被保険者（ご本人）の死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合は、必ず被保険者（ご本人）の同意を得てください。同意のないまま変更されてもその変更是効力を生じませんのでご注意ください。なお、被保険者（ご本人）の配偶者および血族2親等以外の方を被保険者（ご本人）の死亡保険金受取人に定める場合は、必要書類（印鑑証明書、本人確認書等）をお取付けいただくことがありますので、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

4 ご契約が無効・取消しとなる場合

（1）ご契約が無効となる場合

ご契約の際に次の事項がある場合は、保険契約の締結の効力が生じなかったもの（無効）として取り扱います。

【ご契約が無効となる場合】

- ①被保険者（ご本人）の同意を得ないまま、被保険者（ご本人）の死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定めるご契約をされた場合。この場合、既に払込みいただいた保険料は全額返還します。
- ②ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってご契約を締結した場合。ただし、この場合、既に払込みいただいた保険料は一切返還しません。

③死亡保険金受取人の定めの有無にかかわらず、死亡補償のみのご契約（死亡保険金のみの支払特約をセットしたご契約をいいます。）の場合で被保険者（ご本人）の同意が無い場合。この場合、既にお払い込みいただいた保険料は全額返還します。

(2) ご契約が取消しとなる場合

ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によってご契約を締結された場合は、このご契約を取り消すことがあります（取消となった場合には、既に払込みいただいた保険料は返還しません。）。

ご契約後について

1 ご契約後にご通知いただく事項

(1) ご契約内容に変更が生じる場合

ご契約後に、次の事項が生じる場合は、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知願います。

①被保険者（ご本人）のお仕事を変更される場合

被保険者（ご本人）のお仕事に関する次の事項が生じる場合にご通知いただかないと、変更の後に生じた事故によるケガ等については、保険金を削減してお支払いすることができます。なお、変更後のご職業によっては、追加保険料をご請求させていただく場合があります。また、特にケガをされる危険が高いと思われるご職業（プロボクサー、プロレスラー、力士等）の場合は、補償内容の変更をさせていただくことがあります。

【通知していただく事項】

- お仕事の内容が変わる場合
- 新たにお仕事を始める場合
- お仕事をやめられた場合

②ご契約者の住所などを変更される場合

ご通知いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

(2) ご契約を解約（解除）される場合

ご契約を解約（解除）される場合には、取扱代理店または当社にご通知ください。また、解約条件によって解約返戻金を返還できる場合がありますので、15ページ「2. 返戻金等」もご参照ください。

(3) 被保険者が死亡された場合

被保険者が死亡された場合には次のとおりとなります。死亡事由によって解約返戻金を返還できる場合がありますので、必ず取扱代理店または当社までご通知ください。また、15ページ「2. 返戻金等」もご参照ください。

①被保険者（ご本人）が死亡された場合

ご契約後に、被保険者（ご本人）が死亡保険金をお支払いしない事由で死亡された場合は、次のいずれかのお手続きを行っていただきます。ただし、この契約において、その被保険者（ご本人）

が既に後遺障害保険金の支払を受けていた場合はイ.によるお手続きに限ります。

ア. ご家族のうち新たに被保険者（ご本人）となる方の同意を得て、被保険者（ご本人）をその方に変更していただきます。

イ. このご契約を解約していただきます。

②被保険者に該当される方全員が死亡された場合

ご契約後に、被保険者に該当される方全員が死亡された場合は、ご契約が効力を失います（失効）。

2 返戻金等

(1) 満期返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

(2) 解約返戻金の有無

ご契約を解約（解除）される場合には、取扱代理店または当社にご通知ください。解約条件によっては、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返戻金として返還できる場合があります。ただし、多くの場合で解約返戻金は未経過期間分の保険料よりも少なくなりますので、ご注意ください。また、分割払において、既に払込みいただいた保険料が経過期間分の保険料に満たない場合は、その差額を未払込保険料として請求させていただく場合があります。

(3) その他

①ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってご契約を締結したことにより保険契約が無効となった場合、既に払込みいただいた保険料は返還しません。

②所定の払込期日までに保険料が払い込まれないことにより契約が失効となった場合、既に払込みいただいた保険料は返還しません。

③被保険者に該当される方全員が死亡されたことにより契約が失効となった場合、既に払込みいただいた保険料の取扱いにつきましては、次のとおりとなります。

【被保険者死亡によるご契約の失効】

- ・このご契約で死亡保険金をお支払いしない事由で死亡された方がいる場合
　　保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。
- ・このご契約で被保険者に該当される方全員に死亡保険金をお支払いした場合
　　既に払込みいただいた保険料は返還しません。

3 重大事由によるご契約の解除

ご契約後に、次のことがあった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

- ①当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ②保険契約者等が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ④複数の保険契約に加入された結果、加入された契約全体でのご契約金額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

4 被保険者からのご契約の解約

被保険者がご契約者以外の方である場合において、次のいずれかに該当するときには、その被保険者は、ご契約者に対し(注1)、このご契約(注2)を解約(注3)することを求めることができます。

この場合において、ご契約者は当社に対する通知をもって、このご契約を解約していただく必要がございます。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

【被保険者が解約することを求めることができる場合】

- ①被保険者が、このご契約の被保険者となることについて、同意をしていない場合

②次に該当する行為のいずれかがあった場合

- ・ご契約者または保険金を受け取るべき方が、このご契約に基づく保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ・保険金を受け取るべき方が、このご契約に基づく保険金のご請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③ご契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ④他の保険契約等との重複により、死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤ご契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②～④の場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、ご契約の被保険者となることについて同意をしていた事情に著しい変更があった場合

(注1) ①に該当する場合は、その被保険者は、当社に対する直接の通知をもって、このご契約を解約することができます。その際、このご契約の被保険者であることを証明していただく資料等をご提示していただきます。詳しくは、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(注2) 解約できる範囲は、その被保険者に係る部分に限ります。

(注3) 解約をご請求された被保険者によってお取扱いは異なります。なお、被保険者(ご本人)からの解約の請求があった場合は、次のいずれかのお手続きを行っていただきます。ただし、このご契約において、その被保険者(ご本人)が既に後遺障害保険金の支払を受けていた場合はイ.によるお手続きに限ります。

ア. ご家族のうち新たに被保険者(ご本人)となる方の同意を得て、被保険者(ご本人)をその方に変更していただきます。

イ. このご契約を解約していただきます。

事故が発生したときのお手続き

1 事故の通知

事故が発生した場合には、次の(1)(2)の場合の手続きを行ってください。

(1) ケガ（普通保険約款の対象となる事故）が発生した場合

事故が発生した場合には、事故の発生の日から30日以内に、事故の状況や傷害の程度を取扱代理店または当社にご通知ください。

(2) 個人賠償責任補償特約の対象となる事故が発生した場合

①事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを見た場合には、事故発生の日時、場所、被害者の住所・氏名、事故の状況等を事故の発生の日から30日以内に、取扱代理店または当社にご通知ください。

また、他の保険契約等がある場合は遅滞なくご通知ください。

なお、損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合は、遅滞なく当社にご通知ください。

②損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようお願いいたします。

当社の承認がないまま被害者に対して損害賠償責任の全部または一部を承認された場合には、法律上の損害賠償責任がないと認められる額については保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

正当な理由がなく、上記の(1)(2)の手続きを行わない場合または知っている事実を告げなかつたり、事実と異なることを告げたときは、それによって当社が被った損失の額を差し引いて保険金をお支払いすることができますので、ご注意ください。

事故が起きた場合は

取扱代理店または当社にご連絡いただくか、下記にご連絡ください。

事故受付センター 0120-210-545 (フリーダイヤル)

受付時間：夜間・休日を問わず、365日24時間体制で受付しております。

2 保険金請求のお手続き

(1) 事故のご通知をいただいた場合には、取扱代理店または当社から、保険金のご請求についてのご案内をいたします。なお、保険金のご請求にあたりましては、当社所定の書類を提出していただきますので、詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

①当社所定の保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます。）

②当社所定の傷害・事故状況報告書

③事故の発生を確認する書類

・公的機関が発行する事故証明書

・鉄道会社等が発行する事故証明書

・死亡:死亡診断書または死体検案書

・個人賠償:示談書

・個人賠償:被害物の写真

④保険金の支払額の算出に必要な書類

・医師の診断書

・診療報酬証明書・領収書

・施術証明書・施術費明細書

・入院:通院:入院・通院日数を記載した証明書

・後遺障害:個人賠償:後遺障害診断書

・レントゲン等の検査資料

・個人賠償:葬祭費用:葬祭費用の証明書類

・個人賠償:被害物の修理見積書

・個人賠償:被害者への賠償金の支払を証する書類

・個人賠償:被保険者への保険金支払を承諾する被害者の承諾書類

書類の例

⑤被保険者、保険金受取人を確認する書類

書類の例

- ・被保険者の印鑑証明書
- ・~~死亡~~被保険者の戸籍謄本
- ・~~死亡~~死亡保険金受取人の印鑑証明書
- ・~~死亡~~法定相続人の戸籍謄本
- ・委任を証する書類および委託者・受任者の印鑑証明書（保険金請求を委任する場合）
- ・親権者等の意書（被保険者が未成年の場合）

⑥その他必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠

書類の例

- ・家族関係を確認するための住民票等
- ・運転資格を確認するための運転免許証
- ・当社が事故・治療・被害状況を調査するための調査同意書
- ・~~個人賠償~~他の保険契約の内容を確認するための他の保険契約の保険証券等

(注) [] は、その書類が必要となる保険金の種類です。印のない書類については、保険金の種類にかかわらずご提出いただく場合があります。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき方が所定の書類を提出されない場合、または提出された書類について知っている事実を記載されなかつたり、事実と相違することを記載されたとき、もしくは提出された書類や証拠を偽造・変造等されたときは、それによって当社が被った損失の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。

(3)(1) でご提出いただく書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる調査・手続等を行い、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会・調査が必要となる場合は、その照会・調査ごとに普通保険約款・特約で定めた日までに保険金をお支払いします。

(4) 被保険者に保険金をご請求できないような事情がある場合には、所定の方に保険金の請求を行なっていただくことができる「代理請求制度」があります。詳しくは、18ページ「3. 保険金の代理請求制度」をご参照ください。

(5) 個人賠償責任補償特約をセットされたご契約の場合、被保険者から

損害賠償保険金を受け取るべき方（被害者）は、他の債権者に優先して、保険金の支払（保険金からの弁済）を受ける権利があります。また、原則としてこの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

(6) 保険金請求権には時効（保険金請求権が発生した日の翌日から起算して3年）がありますので、ご注意ください。

3 保険金の代理請求制度

○被保険者が高度障害状態等になり、被保険者に保険金を請求できないような事情がある場合は、当社の承認を得たうえで、下表の被保険者の配偶者や親族が、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。ただし、被保険者に法定代理人がいる場合や、第三者に保険金のご請求を委任している場合には、この制度をご利用いただけません。

○ご契約の際には、ご契約を締結していることおよび代理請求制度があることを、下表【被保険者の代理請求人となりうる方】の方にお知らせください。

○被保険者または被保険者の代理人からの保険金の請求を受けた場合でも、既に当社が当該保険金を支払っているときは、当該保険金は重複してお支払いしません。

【被保険者の代理請求人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（＊）
 - ②①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③①と②に規定する者がいずれもいない場合は①と②に規定する者のいずれも保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の法律上の配偶者または②以外の3親等内の親族
- （＊）法律上の配偶者に限ります。

— 普通保険約款および特約集 目次 —

◎家族傷害保険普通保険約款 20

◎特約

保険証券に表示された特約の略称は、この約款・特約集の中で下記のものをいいます。また、個人賠償責任補償特約がセットされた契約については、賠償事故解決に関する特約が自動セットされます。

略 称	正 式 名 称	ページ
賠償責任補償特約	1.個人賠償責任補償特約	34
特定感染症補償特約・葬祭費用有	2.特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約	39
天災危険補償特約	3.天災危険補償特約	42
死亡・後遺・入院のみの支払特約	4.死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約	43
死亡・後遺障害のみの支払特約	5.死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	43
就業中の危険補償対象外特約	6.就業中の危険補償対象外特約	43
夫婦特約	7.夫婦特約	43
配偶者補償対象外特約	8.配偶者補償対象外特約	43
保険料分割払特約（一般）	9.保険料分割払特約（一般）	43
保険料分割払特約（一般団体）	10.保険料分割払特約（一般団体）	45
保険料支払に関する特約	11.保険料支払に関する特約（一般団体）	46
長期保険特約	12.長期保険特約	46
包括特約（毎月報告・毎月精算）	13.包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）	47
包括特約（毎月報告・一括精算）	14.包括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）	47
企業等の災害補償規定等特約	15.企業等の災害補償規定等特約	48
—	16.共同保険に関する特約	49
—	17.賠償事故解決に関する特約	49

※この約款・特約集は、ご契約上の大切なことからを記載してございます。どうぞ保険証券とともにご保存ください
るようお願いいたします。

家族傷害保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
家族	第5条（被保険者の範囲）(1)①から④までのいずれかに該当する者をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 拔歯手術 ② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3） (注1) 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (注2) 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。 (注3) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等、モーターポート（注）、ゴーカート、スノーモビルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

通院保険金日額	保険証券記載のその被保険者の通院保険金日額をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載のその被保険者の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載のその被保険者の死亡・後遺障害保険金額をいいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故（注）によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。

（注）以下「事故」といいます。

(2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
- ② 保険金を受け取るべき者（注1）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、保険金を支払

わるのはその被保険者の被った傷害に限ります。

ア 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間

イ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

⑧ 被保険者に対する刑の執行

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）運転する地における法令によるものをいいます。

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間

③ 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間

ア 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除

き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般的通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条（被保険者の範囲）

(1) この約款における被保険者は、次の者とします。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

(2) (1) の本人と本人以外の被保険者との関係性は、傷害の原因となった事故発生におけるものをいいます。

(3) 保険契約締結の後、本人が次条(1)の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合（注）には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が第7条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。

- ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
- ② この保険契約を解除すること。

（注）第18条（保険契約の失効）に該当する場合を除きます。

(4) (3) の事由によって本人が死亡した場合でも、(3)の手続が行われるまでの間、(1)および(2)の規定の適用は、その本人との関係性によるものとします。

第6条（死亡保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

（注）既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

(2) 第35条（死亡保険金受取人の変更）(1) または(2)の規定によりその被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(3) 第35条（死亡保険金受取人の変更）(9) の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第7条（後遺障害保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接

の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。

別表3に掲げる各等

$$\text{保険金額} \times \text{級の後遺障害に対する割合} = \text{後遺障害保険金の額}$$

(2) (1) の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目におけるその被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1) のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

- ① 別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
- ② ①以外の場合で、別表3の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
- ③ ①および②以外の場合で、別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表3に掲げる加重後の
後遺障害に該当する等級 - 該当する等級に対する
に対する保険金支払割合 = 適用する割合
保険金支払割合

(6) (1) から(5)までの規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第8条（入院保険金および手術保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を

入院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数(注)} = \text{入院保険金の額}$$

(注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」ととの判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(4) 当会社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第2条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金としてその被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります(注1)。

① 入院中(注2)に受けた手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 10 = \text{手術保険金の額}$$

② ①以外の手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 5 = \text{手術保険金の額}$$

(注1) 1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

(注2) 第2条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第9条(通院保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数(注)} = \text{通院保険金の額}$$

(注) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、^{ばく}靭帯損傷等の傷害を被った別表4に掲げる部位を固定するためにその被保険者以外の医師の指示によりギブ

ス等(注)を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

(注) ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

(3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第10条(当会社の責任限度額)

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次に掲げる額をもって限度とします。

- ① 本人および配偶者については、保険証券記載のそれぞれの保険金額
- ② ①以外の被保険者については、その被保険者ごとに、保険証券記載の保険金額

第11条(死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害によって死亡したものと推定します。

第12条(他の身体の障害または疾病的影響)

(1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第13条(保険責任の始期および終期)

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第14条(告知義務)

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2) に規定する事実がなくなつた場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合 (注)

③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもつて訂正を当会社に申し出で、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2) の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずして発生した傷害については適用しません。

第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）

(1) 保険契約締結の後、本人が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

(2) 職業に就いていない本人が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた本人がその職業をやめた場合も(1)と同様とします。

(3) 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)または(2)の規定による通知をしなかつた場合において、変更後料率(注1)が変更前料率(注2)よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注3)があつた後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注1)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3)(1) または(2) の変更の事実をいいます。

(4) (3) の規定は、当会社が、(3) の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業

または職務の変更の事実(注)があつた時から5年を経過した場合には適用しません。

(注)(1) または(2) の変更の事実をいいます。

(5) (3) の規定は、職業または職務の変更の事実(注)に基づかずして発生した傷害については適用しません。

(注)(1) または(2) の変更の事実をいいます。

第16条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第17条（保険契約の無効）

次に掲げる事実のいずれかがあつた場合には、保険契約は無効とします。

① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもつて保険契約を締結した場合

② この保険契約の被保険者となることについて、死亡保険金受取人を定める場合(注)に、保険契約者以外の被保険者の同意を得なかつたとき。

(注) その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第18条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、第5条（被保険者の範囲）(1)に規定する被保険者がいなくなった場合には、保険契約は効力を失います。

第19条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもつて、この保険契約を取り消すことができます。

第20条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもつて、この保険契約を解除することができます。

第21条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもつて、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると

認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

① 本人が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 本人以外の被保険者が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

③ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、（1）③アからオまでのいずれかに該当すること。

④ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

(注) ①または③の事由がある場合には、その家族に係る部分に限り、②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) または (2) の規定による解除が傷害（注1）の発生した後になされた場合であっても、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑥までの事由または（2）①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害（注1）に対しては、当会社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、既に保険金（注2）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1)(2) ①の規定による解除がなされた場合には、その家族に生じた傷害をいい、(2) ②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(注2)(2) ③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第22条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。

① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条（1）①または②に該当

する行為のいずれかがあった場合

③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合

④ 前条（1）④に規定する事由が生じた場合

⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があつた場合

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、（1）①から⑥までの事由がある場合において被保険者から（1）に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) ①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(4) (3) の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第23条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）

(1) 第21条（重大事由による解除）(2) ④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合（注1）、本人から前条（2）の規定による解除請求があった場合、または本人により同条（3）に規定する解除が行われた場合には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が第7条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。

① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
② この保険契約（注2）を解除すること。

(注1) 保険契約締結の後、本人が第6条（死亡保険金の支払）(1) の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を除きます。

(注2) その家族に係る部分に限ります。

(2) 第21条（重大事由による解除）(2) ④の規定により当会社が本人である被保険者に係る部分について同条（2）に規定する解除を行った場合または前条（3）の規定により本人が同条（3）に規定する解除を行った場合でも、(1) の手続が行われるまでの間、第5条（被保険者の範囲）(1) および（2）の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。

(3) (1) ①の場合において、保険料率を変更する必要のあるときは、当会社は、第25条（保険料の返還または請求－本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(1) または（2）の規定を準用して、保険料の返還

もしくは請求を行い、または保険金を削減して支払います。

第24条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第25条（保険料の返還または請求－本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

(1) 第5条（被保険者の範囲）(3) ①の場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前料率（注1）と変更後料率（注2）との差に基づき未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注1) 変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注2) 変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(2) 保険契約者が（1）の規定による追加保険料の支払を怠った場合には、当会社は、第5条（被保険者の範囲）(3) の規定による本人の変更の事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注1）の変更後料率（注2）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注2) 変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(3) 第14条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(4) 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注4）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注1) 第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1) または（2）の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注4) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、第15条（1）または（2）の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(5) 当会社は、保険契約者が（3）または（4）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(6) (3) の規定による追加保険料を請求する場合において、(5) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(7) (4) の規定による追加保険料を請求する場合において、(5) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）

があつた後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1) または（2）の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(8) (1)、(3) および（4）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもつて保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(9) (8) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかつたものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第26条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第17条（保険契約の無効）①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもつて計算した保険料を返還します。ただし、第5条（被保険者の範囲）(1) に規定する被保険者全員が第6条（死亡保険金の支払）(1) の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合には、保険料を返還しません。

第27条（保険料の返還－取消しの場合）

第19条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第28条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 第5条（被保険者の範囲）(3) ②、第20条（保険契約による保険契約の解除）または第23条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）(1) ②の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表5に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(2) 第14条（告知義務）(2)、第21条（重大事由による解除）(1) または第25条（保険料の返還または請求－本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(5) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもつて計算した保険料を返還します。

(3) 第21条（重大事由による解除）(2) ①または③の規定により、当会社がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもつて計算した保険料を返還します。

(注) その家族に係る部分に限ります。

第29条（事故の通知）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第30条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行えることができるものとします。
- ① 死亡保険金については、その被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、次のうちいずれか早い時
 - ア. その被保険者に後遺障害が生じた時
 - イ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
 - ③ 入院保険金については、次のうちいずれか早い時
 - ア. その被保険者が被った第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時
 - イ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
 - ④ 手術保険金については、その被保険者が第2条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
 - ⑤ 通院保険金については、次のうちいずれか早い時
 - ア. その被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時
 - イ. 通院保険金の支払われる日数が90日に達した時
 - ウ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表6に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第31条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- （注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
 - ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における

- る（1）①から④までの事項の確認のための調査 60日
⑤（1）①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
(3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。
(注) 必要な協力をわ行なかつた場合を含みます。
(4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内外において、日本通貨をもって行うものとします。

第3条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第29条（事故の通知）の規定による通知または第30条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることができます。
(2) (1) の規定による診断または死体の検査（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第3条（時効）

保険金請求権は、第30条（保険金の請求）(1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第3条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第3条（死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかつた場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
(2) 保険契約締結の後、その被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
(3) (1)、(2) および (6) の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。
(4) (2) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
(5) (4) の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変

更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

(6) 保険契約者は、(2) の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

(7) (6) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

(8) (2) および (6) の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、その被保険者の同意がなければその効力は生じません。

(9) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人とします。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

(10) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人をその被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第3条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

(2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出で、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第3条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。

(2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第3条（家族が複数の場合の約款の適用）

家族が2以上である場合は、それぞれの家族ごとにこの約款の規定を適用します。

第3条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第40条（契約内容の登録）

(1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の事項を一般社団法人日本損害保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
- ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
- ③ 被保険者同意の有無（注）
- ④ 死亡保険金受取人の氏名
- ⑤ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
- ⑥ 保険期間
- ⑦ 当会社名

（注）この保険契約の被保険者となることについての被保険者の同意の有無をいいます。

(2) 各損害保険会社は、(1) の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1) の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることできるものとします。

(3) 各損害保険会社は、(2) の規定により照会した結果を、(2) に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。

(4) 協会および各損害保険会社は、(1) の登録内容または(2) の規定による照会結果を、(1) の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。

(5) 保険契約者または被保険者は、その者自身に係る(1) の登録内容または(2) の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

第41条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第4条（保険金を支払わない場合ーその2）①の運動等

山岳登はん（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、シャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッ ククライミング（フリークライミングを含みます。）

（注2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）職務として操縦する場合を除きます。

（注4）モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表2 第4条（保険金を支払わない場合ーその2）②の

職業

オートテスター（注1）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターポート競争選手、猛獣取扱者（注2）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注3）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

（注1）テストライダーをいいます。

（注2）動物園の飼育係を含みます。

（注3）レフリーを含みます。

別表3 後遺障害等級表

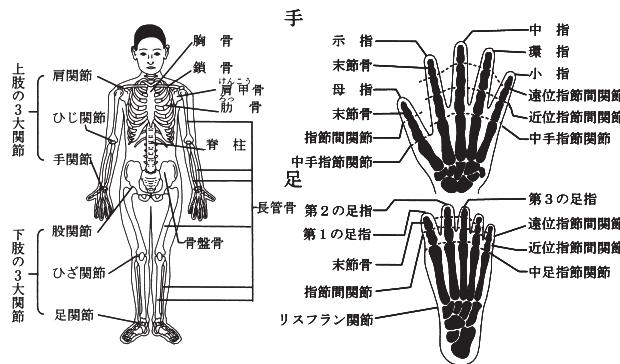
等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	<p>(1) 両眼が失明したもの</p> <p>(2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの</p> <p>(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</p> <p>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</p> <p>(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</p> <p>(6) 両上肢の用を全廃したもの</p> <p>(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>(8) 両下肢の用を全廃したもの</p>	100 %
第2級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの</p> <p>(2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの</p> <p>(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、隨時介護を要するもの</p> <p>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、隨時介護を要するもの</p> <p>(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの</p>	89 %
第3級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの</p> <p>(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p>	78 %

	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）		(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すものの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリストランク節以上で失ったもの	69 %	第7級 (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリストランク節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	42 %
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59 %		
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すものの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	50 %	第8級 (1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの	34 %

	(5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの		(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に盲症、視野狭窄または視野変状を残すものの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	20%	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎮骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの	10%

	(11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神經症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に盲症、視野狭窄または視野変状を残すものの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しましたまつげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

注2 関節等の説明図



別表4 ギブス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨または脊柱
 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等（注）を装着した場合に限ります。
 3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギブス等（注）を装着した場合に限ります。
(注) ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。
- 注 1. から3.までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表3・注2の図に示すところになります。

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表5 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合(%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

別表6 保険金請求書類

提出書類	保険金種類	死 亡	後 遺 障 害	入 院	手 術	通 院
1. 保険金請求書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. 保険証券	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. 当会社の定める傷害状況報告書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書		<input type="radio"/>				

5. 死亡診断書または死体検案書	<input type="radio"/>				
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明するその被保険者以外の医師の診断書		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	<input type="radio"/>				
9. 被保険者の印鑑証明書		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
10. 被保険者の戸籍謄本	<input type="radio"/>				
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	<input type="radio"/>				
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	<input type="radio"/>				
13. その他当会社が第31条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	<input type="radio"/>				

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

1. 個人賠償責任補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物の損壊	財物（注1）の滅失（注2）、汚損または損傷をいい、これらに起因するその財物の使用不能損害を含みます。 (注1) 有体物をいいます。有体物には漁業権、営業権、鉱業権、著作権、特許権、商号権その他これらに類する権利は含みません。 (注2) 紛失、盗難および詐取を含みません。
住宅	本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
他人	第3条（被保険者の範囲）に定める被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
免責金額	保険金の支払額の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載のこの特約の免責金額（注）をいいます。被保険者の自己負担となります。 (注) 保険証券に記載がない場合は0円とします。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、日本国内において生じた次のいずれかの事故（注1）により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害（注2）に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活（注3）に起因する偶然な事故
(注1) 以下この特約において「事故」といいます。
(注2) 以下この特約において「損害」といいます。
(注3) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条（被保険者の範囲）

- (1) この特約における被保険者は、次の者をいいます。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者の同居の親族

④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

⑤ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者（注1）。ただし、本人に関する事故に限ります。

⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注2）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
(注1) 監督義務者に代わって本人を監督する者は本人の親族に限ります。
(注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限ります。

(2) (1) の本人と本人以外の被保険者との関係性は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第4条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第7条（保険金の支払額）に定める保険金額が増額されるものではありません。

第5条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 環境汚染（注5）に起因する事故

⑦ ②から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 流出、溢出（溢れ出ることをいいます。）もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壤中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。

第6条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務（注1）遂行に直接起因する損害賠償責任（注2）
- ② 専ら被保険者の職務（注1）の用に供される動産または不動産（注3）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任（注2）
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任を除きます。
- ⑤ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、区分所有建物の共用部分について他の区分所有者に対して負担する損害賠償責任を除きます。
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両（注4）または銃器（注5）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 （注1）職務にはアルバイトおよびインターンシップを含みます。なお、アルバイトとは、一時的、臨時に収入を得るために行う仕事または勉学と両立させる形で行う仕事をいいます。また、インターンシップとは在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した企業等での就業体験を行うことをいい、各種免許交付または資格付与の条件として法令に定められている実習、実地修練、実技または就業等を除きます。
 （注2）被保険者がゴルフの競技または指導を職業としている者以外の場合は、ゴルフの練習、競技または指導（注6）中に生じた偶然な事故に起因する損害賠償責任を除きます。
 （注3）住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
 （注4）船舶・車両には、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含みません。
 （注5）空気銃を除きます。
 （注6）ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。

第7条（保険金の支払額）

- （1）1回の事故につき、当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\text{被保険者が被害者に対し} \\ \text{て負担する法律上の損害} - \text{免責金額} = \text{保険金の額} \\ \text{賠償責任の額（注）}$$

（注）判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、損害賠償金を支払うことにより、被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引きます。

- （2）当会社は、（1）に定める保険金のほか、次条に規定する費用の全額を支払います。ただし、同条⑥の費用は、（1）に規定する損害賠償責任の額が保険金額を超える場合は、その保険金額の（1）の損害賠償責任の額に対する割合によってこれを支払います。

第8条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

費用の種類	費用の内容
① 損害防止費用	第11条（事故発生時の義務）（1）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 求償権保全費用	第11条（1）④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 緊急費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明した場合、その手段を講じたことによって要した費用のうち、次の費用 ア. 応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用 イ. あらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④ 示談交渉費用	被保険者が行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
⑤ 協力費用	第10条（当会社による解決）の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

（注）収入の喪失を含みません。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）他の保険契約等がある場合、当会社の支払う保険金の額は次に定める額とします。

- ① この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合
 この保険契約の支払責任額（注）
- ② 他の保険契約等によりこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）他の保険契約等がないものとして算出したこの特約により支払うべき保険金の額をいいます。

（2）（1）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第10条（当会社による解決）

被保険者が損害賠償請求権者から損害賠償の請求を受けた場合、当会社は、必要と認めたとき、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第11条（事故発生時の義務）

（1）保険契約者または被保険者は、事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止に努めること。

② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。

③ 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。

ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称

イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

④ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

⑤ 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。

⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、当会社に通知すること。

⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について、遅滞なく、当会社に通知すること。

⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事實を含みます。

（2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、その通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① （1）①の場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

② （1）②、③、⑥から⑧までの場合は、それによって当会社が被った損害の額

③ （1）④の場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額

④ （1）⑤の場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第12条（先取特権）

（1）損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（注）第8条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行ふものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）

（注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

（3）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）第8条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第13条（保険金の請求）

（1）当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間に、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 保険証券

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

④ 他人の身体の障害に対する損害賠償責任に係る保険金の請求に関しては、次の書類または証拠

ア. 被害者の死亡に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

イ. 被害者の後遺障害に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類

ウ. 被害者の傷害または疾病に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

⑤ 他人の財物の損壊に対する損害賠償責任に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）

⑥ その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注1）既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注2）画像データを含みます。

（3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出、当会社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

（4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

（5）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（6）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合は（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条（保険金の支払時期）

（1）当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険

金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、被害者の治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項（注）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① （1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

② （1）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ （1）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ （1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（3）（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）は、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

（4）（1）または（2）の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨を

もって行うものとします。

第15条（時効）

保険金請求権は、第13条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第16条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得了した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

- ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第17条（この特約が付帯された保険契約との関係）

(1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。

(2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

(3) この特約が付帯された保険契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。

第18条（重大事由解除に関する特則）

(1) 当会社は、普通保険約款第21条（重大事由による解除）(1)①の規定中「傷害を生じさせ」とあるのは「損害を生じさせ」と読み替えてこの特約に適用します。

(2) 当会社は、普通保険約款第21条（重大事由による解除）(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。

(3)(1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① (1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第19条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款の次の規定は適用しません。

- ① 第3条（保険金を支払わない場合－その1）
- ② 第4条（保険金を支払わない場合－その2）
- ③ 第5条（被保険者の範囲）
- ④ 第22条（被保険者による保険契約の解除請求）
- ⑤ 第29条（事故の通知）
- ⑥ 第30条（保険金の請求）
- ⑦ 第31条（保険金の支払時期）
- ⑧ 第33条（時効）
- ⑨ 第34条（代位）

第20条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読み替える内容
第13条（保険責任の始期および終期）(3)	「傷害に対しては」とあるのは「損害に対しては」
第14条（告知義務）(3)③	「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生する前に」
第14条（告知義務）(4)	「傷害の発生した後に」とあるのは「損害の原因となる事故が発生した後に」
第14条（告知義務）(5)	「発生した傷害」とあるのは「発生した事故による損害」

第21条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

2. 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	普通保険約款およびこの特約に基づく保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とする保険契約をいいます。 （注）その保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日とします。
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義）第2項に定める一類感染症、同条第3項に定める二類感染症または同条第4項に定める三類感染症をいいます。
発病	その被保険者以外の医師の診断により認定されたものとします。
保険金	後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金または葬祭費用保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が日本国内または国外において保険期間中に特定感染症を発病した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合ーその1）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の発病した特定感染症に限ります。
- ② 保険金を受け取るべき者（注1）の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の発病した特定感染症に限ります。
- ④ 被保険者に対する刑の執行
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑤から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当会社は、普通保険約款の規定に従い保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合ーその2）

（1）当会社は、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

（2）（1）の規定は、この保険契約が継続契約である場合は適用しません。

第5条（後遺障害保険金の支払）

（1）当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{普通保険約款別表3に掲げる各等級}}{\text{の後遺障害に対する保険金支払割合}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

（2）（1）の規定にかかわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、発病の日からその日を含めて181日目におけるその被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、（1）のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

（3）普通保険約款別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

（4）同一の特定感染症の発病により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 普通保険約款別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、普通保険約款別表3の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ ①および②以外の場合で、普通保険約款別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支

割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が特定感染症を発病したことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\text{普通保険約款別表3に掲げる} \quad \begin{matrix} \text{既にあった後遺障害} \\ \text{加重後の後遺障害に該当する} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{に該当する等級に対} \\ \text{等級に対する保険金支払割合} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{適用する割合} \\ \text{する保険金支払割合} \end{matrix}$$

(6) この特約の規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から普通保険約款第7条（後遺障害保険金の支払）および(1)から(5)までの規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。

第6条（入院保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数 (注)} = \text{入院保険金の額}$$

(注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(2) 当会社は、被保険者に就業制限（注）が課された場合は、(1)の入院した場合に該当したものとみなします。

(注) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条（就業制限）第2項の規定による就業制限をいいます。

(3) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(4) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第7条（通院保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数 (注)} = \text{通院保険金の額}$$

(注) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(2) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、前条または普通保険約款の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(3) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第8条（葬祭費用保険金の支払）

当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に死亡したことにより保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して、300万円を限度としてその費用の負担者に葬祭費用保険金を支払います。

第9条（普通保険約款の支払保険金に関する特則）

(1) 普通保険約款の規定に基づき当会社が支払うべき死亡保険金の額は、保険金額から普通保険約款第7条（後遺障害保険金の支払）およびこの特約の第5条（後遺障害保険金の支払）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。

(2) 普通保険約款の規定に基づき当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から普通保険約款第7条（後遺障害保険金の支払）およびこの特約の第5条（後遺障害保険金の支払）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。

(3) 被保険者がこの特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被ったとしても、当会社は、普通保険約款に規定する入院保険金を支払いません。

(4) 第6条（入院保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、当会社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

(5) 被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被ったとしても、当会社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

第10条（発病の通知）

(1) 被保険者が特定感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその感染症の発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたとき、または被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行ふことができるものとします。

① 後遺障害保険金については、次のうちいずれか早い時

ア. 被保険者に後遺障害が生じた時

イ. 発病の日からその日を含めて180日を経過した時

② 入院保険金については、次のうちいずれか早い時

ア. 被保険者が発病した特定感染症の治療を目的とした入院が終了した時

イ. 発病の日からその日を含めて180日を経過した時

③ 通院保険金については、次のうちいずれか早い時

ア. 通院保険金の支払われる日数が90日に達した時

イ. 発病の日からその日を含めて180日を経過した時

④ 葬祭費用保険金については、保険契約者または被保険者の親族が葬祭費用を負担した時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 保険証券

③ 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その感染症の程度またはその感染症による後遺障害の程度を証明するその被保険者以外の医師の診断書

④ 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類

⑤ 死亡診断書または死体検査書

⑥ 被保険者に就業制限（注）が課されたことおよびその日数を記載したその被保険者以外の医師または公的機関の証明書

⑦ 被保険者の戸籍謄本

⑧ 被保険者の印鑑証明書

⑨ 葬祭費用の支出を証明する書類

⑩ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

⑪ その他当会社が普通保険約款第31条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条（就業制限）第2項の規定による就業制限をいいます。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、発病の状況または特定感染症の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、第10条（発病の通知）の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合は、特定感染症の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることができます。

(2) (1) の規定による診断または死体の検査（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みません。

第13条（代位）

(1) 当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその発病した特定感染症について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

(2) (1) の規定にかかわらず、第8条（葬祭費用保険金の支払）の費用が生じたことにより保険契約者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して第8条の規定に基づき葬祭費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が費用の全額を葬祭費用保険金として支払った場合
保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の全額

② ①以外の場合
保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の額から、葬祭費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(3) (2) ②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者または被保険者の親

族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(4) 保険契約者および葬祭費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(2)または(3)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第14条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款の次の規定は適用しません。

- ① 第3条（保険金を支払わない場合－その1）
- ② 第4条（保険金を支払わない場合－その2）
- ③ 第6条（死亡保険金の支払）
- ④ 第7条（後遺障害保険金の支払）
- ⑤ 第8条（入院保険金および手術保険金の支払）
- ⑥ 第9条（通院保険金の支払）
- ⑦ 第11条（死亡の推定）
- ⑧ 第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）
- ⑨ 第25条（保険料の返還または請求－本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(4) および(7)
- ⑩ 第29条（事故の通知）
- ⑪ 第30条（保険金の請求）
- ⑫ 第32条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）
- ⑬ 第34条（代約）

第15条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（被保険者の範囲）(2) の規定中「傷害の原因となった事故発生時」とあるのは「特定感染症の発病時」
- ② 第12条（他の身体の障害または疾病の影響）(1) の規定中「被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った」および「同条の傷害を被った」とあるのは「特定感染症の発病の」、「事故」とあるのは「特定感染症」、「同条の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」、同条(2) の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」
- ③ 第13条（保険責任の始期および終期）(3) の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ④ 第14条（告知義務）(3) ③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「特定感染症の発病の前に」、同条(4) の規定中「傷害の発生した」とあるのは「特定感染症の発病」、同条(5) の規定中「発生した傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ⑤ 第21条（重大事由による解除）(1) ①の規定中「傷害を生じさせ、または生じさせようと」とあるのは「特定感染症を発病させ、または発病させようと」、同条(2) ③および④の規定中「生じた傷害」とあるのは「発病した特定感染症」、同条(3) の規定中「傷害（注1）の発生」とあるのは「特定感染症（注

1）の発病」、「発生した傷害」とあるのは「発病した特定感染症」、「その家族に生じた傷害」とあるのは「その家族に発病した特定感染症」、「その被保険者に生じた傷害」とあるのは「その被保険者に発病した特定感染症」

- ⑥ 第31条（保険金の支払時期）(1) ①の規定中「事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無」とあるのは「特定感染症の発病の状況」、同条(1) ③の規定中「傷害の程度、事故と傷害との関係」とあるのは「特定感染症の程度」、同条(1) (注) の規定中「前条(2) および(3) の規定による手続」とあるのは「この特約第11条（保険金の請求）(2) および(3) の規定による手続」、同条(2) (注1) の規定中「前条(2) および(3) の規定による手続」とあるのは「この特約第11条（保険金の請求）(2) および(3) の規定による手続」
- ⑦ 第33条（時效）の規定中「第30条（保険金の請求）(1)」とあるのは「この特約第11条（保険金の請求）(1)」

第16条（重大事由解除に関する特則）

当会社は、第8条（葬祭費用保険金の支払）に該当した場合は、普通保険約款第21条（重大事由による解除）(2) および(3) を次のとおり読み替え、(4) を追加してこの特約に適用します。

- (2) 当会社は、葬祭費用保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。
（注）その葬祭費用保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。
- (3)(1) または(2) の規定による解除が葬祭費用の原因となる特定感染症の発生した後になされた場合であっても、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑥までの事由または(2) の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した特定感染症による葬祭費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または葬祭費用保険金を受け取るべき者が(1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより(1) または(2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、(1) ③アからオまでのいずれにも該当しない葬祭費用保険金を受け取るべき者に生じた葬祭費用については適用しません。

第17条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

3. 天災危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合－その1）(1) ⑩および⑫の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第2条（保険金の支払時期の特則）

(1) 当会社は、この特約により保険金を支払う場合で、(2) に規定する特別な調査が不可欠なときは、普通保険約款第31条（保険金の支払時期）(2) ①から⑤までの規定に加えて(2) の規定を適用するものとします。

(2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震・東海地震・東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款第31条（保険金の支払時期）(1) ①から④までの事項の確認のための調査 365日

4. 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

5. 死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払うものとします。

6. 就業中の危険補償対象外特約

当会社は、この特約により、本人が、その職業または職務に従事している間（注）に被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

（注）通勤途上を含みません。

7. 夫婦特約

第1条（被保険者の範囲）

当会社は、この特約により、普通保険約款第5条（被保険者の範囲）(1) に規定する被保険者のうち、本人およびその配偶者を被保険者とします。

第2条（当会社の責任限度額）

当会社がこの特約が付帯された保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険証券記載の本人およびその配偶者のそれぞれの保険金額をもって限度とします。

第3条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第5条（被保険者の範囲）(3) ①の規定中「家族のうち新たに本人となる者」

とあるのは「新たに本人となる配偶者」

② 第18条（保険契約の失効）の規定中「第5条（被保険者の範囲）(1) に規定する被保険者」とあるのは「この特約に規定する被保険者」

③ 第23条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）(1) ①の規定中「家族のうち新たに本人となる者」とあるのは「新たに本人となる配偶者」

④ 第26条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2) の規定中「第5条（被保険者の範囲）(1) に規定する被保険者全員」とあるのは「この特約に規定する被保険者全員」

第4条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第10条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

8. 配偶者補償対象外特約

第1条（被保険者の範囲）

当会社は、この特約により、普通保険約款第5条（被保険者の範囲）(1) に規定する被保険者のうち、本人ならびに本人の同居の親族および別居の未婚の子を被保険者とします。

第2条（当会社の責任限度額）

当会社がこの特約が付帯された保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次に掲げる額をもって限度とします。

① 本人については、保険証券記載の保険金額

② 本人以外の被保険者については、その被保険者ごとに、保険証券記載の保険金額

第3条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第18条（保険契約の失効）の規定中「第5条（被保険者の範囲）(1) に規定する被保険者」とあるのは「この特約に規定する被保険者」

② 第26条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2) の規定中「第5条（被保険者の範囲）(1) に規定する被保険者全員」とあるのは「この特約に規定する被保険者全員」

第4条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第10条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

9. 保険料分割払特約（一般）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをいいます。
未払込保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、この保険契約の締結と一緒に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の払込期日が保険期間の初日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによるときは、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第4条（第1回分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第9条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、次のいずれかに定める方法により、当会社に払い込まなければなりません。

- ① 追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むこと。
- ② 追加保険料を、未経過期間等により当会社が決定する回数および金額に分割して当会社に払い込むこと。
(注) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合を除きます。

- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料(注)の払込みを怠った場合の取扱いについ

ては、当会社は、普通保険約款の追加保険料ごとの規定を適用します。

(注)(1) ②の規定により保険契約者が追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回追加保険料とします。

(3) (1) ②の規定により保険契約者が追加保険料を分割して払い込む場合の第2回目以降の追加保険料においては、その追加保険料と分割保険料とを合計した保険料を第7条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）および第8条（解除一分割保険料不払の場合）の分割保険料と読み替えて適用します。

第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、当会社が1家族全員について死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべきその家族の未払込保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第7条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）

当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込まべき払込期日の属する月の翌月末を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第8条（解除一分割保険料不払の場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(2) (1) の解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

- ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
- ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日

(3) (1) の規定により当会社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。

- ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく1か年分保険料から、その保険料の既経過期間に相当する部分を差し引いた残額
- ② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額

第9条（保険料の返還または請求）

普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

10. 保険料分割払特約（一般団体）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをいいます。
未払込保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日に払い込まなければなりません。ただし、被保険者ごとの保険料相当額をその負担者から集金する団体の場合には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日から10日以内に払い込むことができます。

(2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の払込期日が保険期間の初日の属する月の月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによるときは、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第4条（第1回分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条の第1回分割保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（追加保険料の払込み）

(1) 当会社が第9条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、次のいずれかに定める方法により、当会社に払い込まなければなりません。

- ① 追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むこと。
- ② 追加保険料を、未経過期間等により当会社が決定する回数および金額に分割して当会社に払い込むこと。（注）

（注）第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合を除きます。

(2) 保険契約者が（1）の追加保険料（注）の払込みを怠った場合の取扱いについては、当会社は、普通保険約款の追加保険料ごとの規定を適用します。

（注）(1) ②の規定により保険契約者が追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回追加保険料とします。

(3) (1) ②の規定により保険契約者が追加保険料を分割して払い込む場合の第2回目以降の追加保険料においては、その追加保険料と分割保険料とを合計した保険料を第7条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）および第8条（解除一分割保険料不払の場合）の分割保険料と読み替えて適用します。

第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、当会社が1家族全員について、死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべきその家族の未払込保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第7条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）

当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末を経過した後もその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第8条（解除一分割保険料不払の場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(2) (1) の解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

- ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
- ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日

(3) (1) の規定により当会社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。

- ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく1か年分保険料から、その保険料の既経過期間に相当する部分を差し引いた残額
- ② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額

第9条（保険料の返還または請求）

普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合に

は、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

11. 保険料支払に関する特約（一般団体）

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日から10日以内に払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（解除－保険料不払の場合）

当会社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

12. 長期保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年末満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

第2条（適用契約の範囲）

この特約は、保険証券記載の保険期間が1年を超える場合に適用します。

第3条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料に当会社所定の利率（注）により計算した利息をつけて、保険契約者に返還します。ただし、普通保険約款第17条（保険契約の無効）①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

（注）年6分以内とします。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を返還します。ただし、同一の保険年度内に発生した事故による傷害に対して、普通保険約款第5条（被保険者の範囲）に規定する被保険者（注）全員につき、普通保険

約款第6条（死亡保険金の支払）①の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、失効した日の属する保険年度の翌保険年度以降の期間に対応する保険料を返還します。

（注）夫婦特約または配偶者補償対象外特約が付帯されている場合は、同特約に規定する被保険者をいいます。

第4条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 普通保険約款第14条（告知義務）②、第21条（重大事由による解除）①または第25条（保険料の返還または請求－本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）⑤の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対応する保険料を返還します。

(2) 普通保険約款第20条（保険契約による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を返還します。

(3) 普通保険約款第21条（重大事由による解除）②①または③の規定により、当会社がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を返還します。

（注）その家族に係る部分に限ります。

(4) 普通保険約款第22条（被保険者による保険契約の解除請求）②または第23条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）①の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(5) 普通保険約款第22条（被保険者による保険契約の解除請求）③の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を保険契約者に返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第5条（保険料率の改定による保険料の取扱い）

保険期間の中途において、この保険契約に適用されている保険料率が改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の変更および返還または請求を行いません。

第6条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款第26条（保険料の返還－無効または失効の場合）および第28条（保険料の返還－解除の場合）の規定は適用しません。

第7条（普通保険約款の読み替え）

- (1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第6条（死亡保険金の支払）①の規定中「既に支払った後遺障害保険金がある場合は」とあるのは「その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合は」
 - ② 第7条（後遺障害保険金の支払）⑥および第10条（当会社の責任限度額）の規定中「保険期間を通じ」とあるのは「各保険年度ごとに」
 - ③ 第25条（保険料の返還または請求－本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）①および④の規定中「に対し日割

をもって計算した保険料」とあるのは「に対応する保険料」

(2) この保険契約に適用される他の特約において、保険期間中の保険金の支払限度額に関する規定がある場合は、各保険年度ごとの保険金の支払限度額に関する規定として適用します。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

13. 包括契約に関する特約 (毎月報告・毎月精算用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条(通知)(1)の規定による通知に基づき当会社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
通知日	保険証券記載の毎月の通知日をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条 (暫定保険料)

(1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。

(2) 普通保険約款第13条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第3条 (帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の被保険者の特定および保険料算出に必要な事項として当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条 (通知)

(1) 保険契約者は、通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。

(2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて、当会社が算出した確定保険料の合計額

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当会社が算出した確定保険料の合計額

(3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合を除きます。

(4) (2)の規定は、当会社が(2)の通知の故意もしくは重大な過失による遅滞もしくは脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を支払う旨の保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合は適用しません。

第5条 (確定保険料)

(1) 保険契約者は、払込期日までに確定保険料を払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の確定保険料の払込期日からその日を含めて1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、その確定保険料を算出するための通知にかかる被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 第2条(暫定保険料)の暫定保険料は、最終の払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

14. 包括契約に関する特約 (毎月報告・一括精算用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条(通知)(1)の規定による通知に基づき当会社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
通知日	保険証券記載の毎月の通知日をいいます。

第2条 (暫定保険料)

(1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。

(2) 普通保険約款第13条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第3条 (帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の被保険者の特定および保険料算出に必要な事項として当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がそ

の閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

(1) 保険契約者は、通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。

(2) (1) の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて、当会社が算出した確定保険料の合計額

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当会社が算出した確定保険料の合計額

(3) (1) の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2) の規定に基づいて保険金が支払われている場合を除きます。

(4) (2) の規定は、当会社が (2) の通知の故意もしくは重大な過失による遅滞もしくは脱漏があることを知った時から (2) の規定により保険金を支払う旨の保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合は遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合は適用しません。

第5条（確定保険料）

(1) 保険契約者は、保険期間終了後、最終の通知日までの確定保険料の合計額と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。

(2) 保険期間の中途中で確定保険料の合計額が暫定保険料を超えた場合は、保険契約者は、当会社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。

(3) 保険契約者が (2) の追加暫定保険料の支払を怠った場合(注)は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加暫定保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(4) (3) の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領収するまでの間に被保険者が被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

15. 企業等の災害補償規定等特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
遺族補償額	災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額をいいます。
災害補償規定等	保険契約者が従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、遺族補償を行う旨を定めた規定をいいます。
受給者	災害補償規定等の受給者をいいます。

第2条（死亡保険金の支払）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款または特約の規定にかかわらず、保険契約者を死亡保険金受取人とします。

(2) (1) において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款または特約の規定に従います。ただし、次のいずれかに掲げる金額(注)を限度とします。

- ① 保険金の請求書類が次条①の場合
 遺族補償額の範囲内で、受給者が了知している保険金の請求額
 - ② 保険金の請求書類が次条②の場合
 受給者が保険契約者から受領した金銭の額
 - ③ 保険金の請求書類が次条③の場合
 保険契約者が受給者へ支払った金銭の額
- (注) 災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約があり、同一の事故に対して、既に保険金が支払われている場合は、他の保険契約によって支払われた金額を控除した残額とします。

(3) (1) および (2) の規定にかかわらず、保険契約者が次条の書類を提出できない場合には、当会社は被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(4) (3) において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款または特約の規定に従います。ただし、遺族補償額(注)を限度とします。

(注) 災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約があり、同一の事故に対して、既に保険金が支払われている場合は、他の保険契約によって支払われた金額を控除した残額とします。

第3条（保険金の請求）

保険契約者が死亡保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款または特約に定められた書類の他に、次のいずれかに掲げる書類を提出しなければなりません。

- ① 受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書類
- ② 受給者が保険契約者から金銭を受領したことを証する書類
- ③ 保険契約者が受給者に金銭を支払ったことを証する書類

第4条（保険料の返還）

第2条（死亡保険金の支払）(2) ただし書または同条(4) ただし書により死亡保険金の支払額を減額する場合には、既に払い込まれた保険料のうち、その減額分

に対応する保険料を保険契約者に返還します。

16. 共同保険に関する特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社（注）による共同保険契約であって、引受保険会社（注）は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

（注）保険証券記載の保険会社をいいます。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社（注）のために次の事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更に係る書類等の受領もしくは承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領または承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書等の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社（注）の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

（注）保険証券記載の保険会社をいいます。

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる事項は、全ての引受保険会社（注）がこれを行ったものとみなします。

（注）保険証券記載の保険会社をいいます。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社（注）に対して行われたものとみなします。

（注）保険証券記載の保険会社をいいます。

17. 賠償事故解決に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険金額	第2条（賠償事故の範囲）に掲げる補償条項および特約の規定に基づく損害ごとに、それぞれ保険証券記載のものまたはこの特約が付帯された補償条項および特約で定められたものをいいます。
免責金額	第2条（賠償事故の範囲）に掲げる補償条項および特約の規定に基づく損害ごとに、それぞれ保険証券記載のものまたはこの特約が付帯された補償条項および特約で定められたものをいいます。

第2条（賠償事故の範囲）

この特約における賠償事故とは、次に掲げる補償条項および特約において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して当会社が保険金を支払うことを定めた場合のその損害の原因となる事故をいいます。

個人賠償責任補償特約

第3条（当会社による援助）

（1）当会社は、この特約により、被保険者が日本国内において発生した賠償事故（注1）にかかる損害賠償の請求を受けた場合は、被保険者の負担する法律上の賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注2）について協力または援助を行います。

（注1）被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。以下この特約において同様とします。

（注2）弁護士の選任を含みます。

（2）（1）に規定する協力または援助は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

第4条（当会社による解決）

（1）被保険者が日本国内において発生した賠償事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注）を行います。

（注）弁護士の選任を含みます。

（2）（1）の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

（3）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、（1）の規定は適用しません。

① 1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険金額を明らかに超える場合

② 損害賠償請求権者が、当会社と日本国内で直接、折衝することに同意しない

場合

- ③ 正当な理由がなく被保険者が（2）に規定する協力を拒んだ場合
- ④ 保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額を下回る場合
- （4）（1）に規定する折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注）は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

（注）弁護士の選任を含みます。

第5条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- （1）日本国内において発生した賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して（3）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- （2）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して（3）に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき、当会社が賠償事故について被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がないこと

（注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

- （3）この特約において損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

$$\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} - \frac{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額}}{\text{免責金額}} = \text{損害賠償額}$$

- （4）損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

- （5）（2）または（7）の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被

保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

- （6）1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注）が保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は（1）の規定による請求権行使することはできず、また当会社は（2）の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ① （2）の④のいずれかに規定する事実があった場合
- ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
- ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

（注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

- （7）（6）の②または③のいずれかに該当する場合は、（2）の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社が賠償事故について被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。

（注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第6条（損害賠償額の請求および支払）

- （1）損害賠償請求権者が前条の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 損害賠償額の請求書
- ② 死亡に関する支払われる損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ③ 後遺障害に関する支払われる損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ④ 傷害または疾病に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ⑥ 他人の財物の損壊に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）

- ⑦ その他当会社が（4）に定める必要な確認を行うために次くことのできない書類または証拠として、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注1）既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注2）画像データを含みます。

- （2）損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる

者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- （注）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

（3）（2）の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

（4）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、（1）に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（5）損害賠償請求権者が、正当な理由がなく（4）の規定に違反した場合または（1）、（2）もしくは（4）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

（6）当会社は、前条（2）または（6）のいずれかに該当する場合は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項（注）損害賠償請求権者が（1）および（2）の規定による手続を完了した日をいいます。

（7）（6）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、（6）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次

に掲げる日数（注2）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

- ① （6）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会（注3） 180日
 - ② （6）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ （6）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（6）の事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ （6）の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- （注1）損害賠償請求権者が（1）および（2）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- （注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- （8）（6）および（7）に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）は、これにより確認が遅延した期間については、（6）または（7）の期間に算入しないものとします。
- （注）必要な協力をを行わなかった場合を含みます。

第7条（仮払金および供託金の貸付け等）

（1）第3条（当会社による援助）または第4条（当会社による解決）（1）の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当会社は、1回の事故につき、保険金額（注）の範囲内で、次のいずれかの貸付けまたは供託を行います。

- ① 仮処分命令に基づく仮払金の、無利息による被保険者への貸付け
 - ② 仮差押えを免れるための供託金または上訴の場合の仮執行を免れるための供託金の、当会社の名による供託
 - ③ ②の供託金の、その供託金に付されると同率の利息による被保険者への貸付け
- （注）同一の事故につき既に当会社が支払った保険金または第5条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

（2）（1）の③により当会社が供託金を貸付ける場合は、被保険者は、当会社のために供託金（注）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

（注）利息を含みます。

（3）（1）の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の①または②の規定は、その貸付金または供託金（注）を既に支払った保険金とみ

なして適用します。

① 第5条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2) のただし書

② 第5条（7）のただし書

（注）利息を含みます。

(4) (1) の供託金（注1）が第三者に還付された場合は、その還付された供託金（注1）の限度で、(1) の当会社の名による供託金（注1）または貸付金（注2）が保険金として支払われたものとみなします。

（注1）利息を含みます。

（注2）利息を含みます。

(5) 第2条（賠償事故の範囲）に掲げる補償条項および特約の保険金の請求に関する規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1) の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第8条（損害賠償請求権の行使期限）

第5条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合は、これを行使することはできません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合

② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款および特約の規定を準用します。

事故の受付窓口

事故のご連絡は

事故受付センター

0120-210-545 (通話料無料)

受付時間：24時間・365日

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

ご相談・苦情受付窓口

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

当社へのお問い合わせ・ご相談・苦情は、下記にご連絡ください。

お客様相談室

0120-333-962 (通話料無料)

受付時間：9:00～12:00 13:00～18:00

[月～金曜日（祝日・休日および12月31日～1月3日を除く）]

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808 (ナビダイヤル (通話料有料))

受付時間：9:15～17:00

[月～金曜日（祝日・休日および12月30日～1月4日を除く）]

IP電話からは、03-4332-5241をご利用ください。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)

信頼される安心を、社会へ。

SECOMセコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2丁目6番2号 セコム損保ビル

TEL:03-5216-6111(大代表) <https://www.secom-sonpo.co.jp/>